

ＡＩネットワーク社会推進会議 ＡＩガバナンス検討会 運営方針

1 役割

ＡＩガバナンス検討会（以下「本検討会」という。）は、ＡＩネットワーク社会推進会議（以下「推進会議」という。）の検討事項のうち、ＡＩガバナンスに関連するものの検討を目的として、推進会議の下に置く。

2 名称

本検討会は、「ＡＩガバナンス検討会」と称する。

3 検討事項

- （１） 「ＡＩ事業者ガイドライン」の更新等に向けた論点
- （２） （１）に掲げる事項のほか、社会全体におけるＡＩネットワーク化の推進に向けた社会的・経済的・倫理的・法的課題に関連する事項であって、ＡＩガバナンスに関連するもの

4 構成及び運営

- （１） 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- （２） 本検討会に、推進会議の議長があらかじめ指名する座長を置く。
- （３） 座長は、本検討会の会合を招集し、主宰する。
- （４） 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- （５） 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- （６） 座長は、必要があると認めるときは、本検討会の構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- （７） その他本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5 議事の公開

- （１） 本検討会の会合は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とする。
- （２） 本検討会の会合において配付した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、資料を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とする。
- （３） 本検討会の会合であって、非公開とするものについては、原則として、その終了後に、議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 開催時期

本検討会は、平成 30 年 11 月から開催する。

7 庶務

本検討会の庶務は、総務省国際戦略局国際戦略課ＡＩ政策推進室が行う。